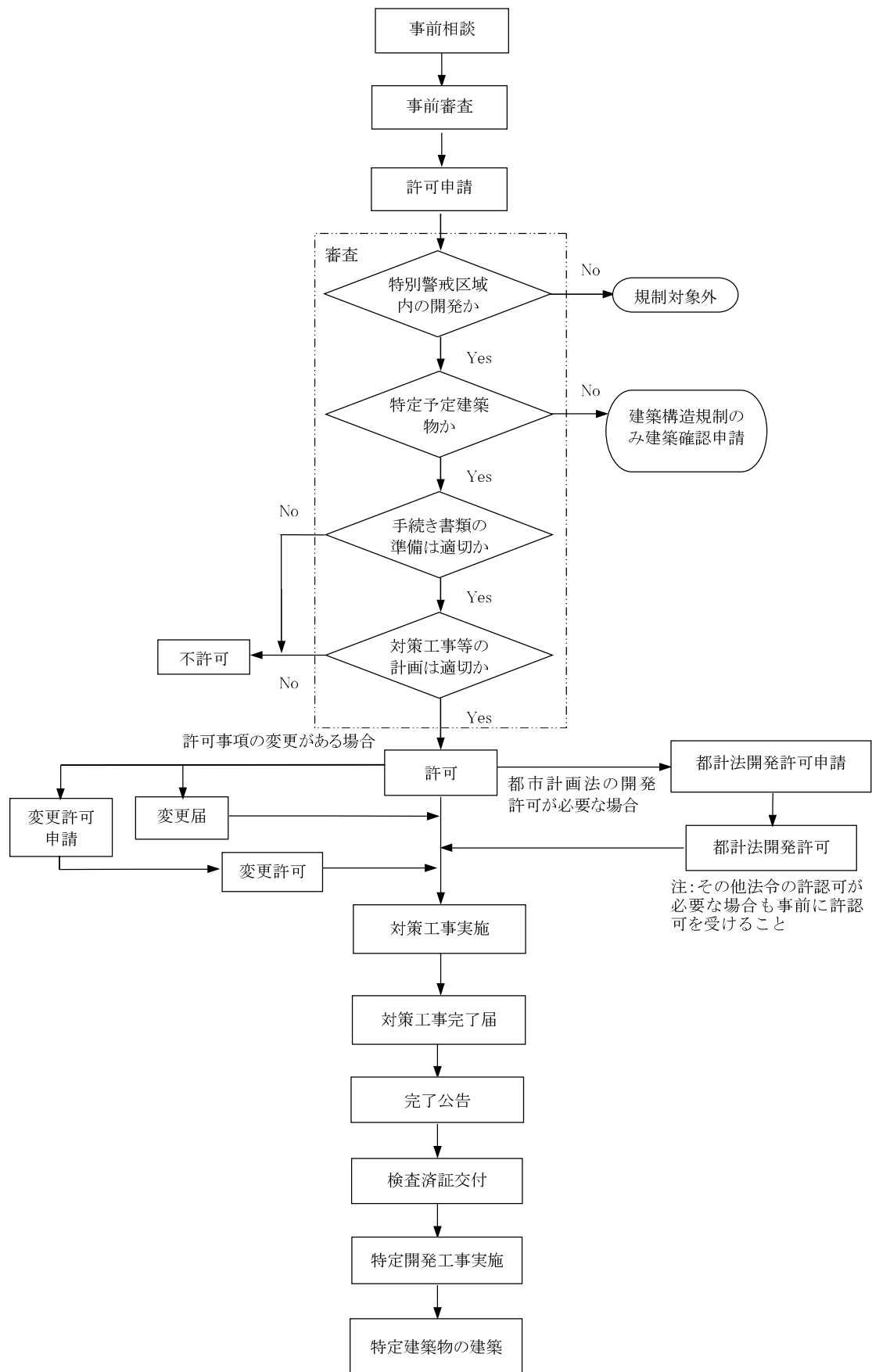


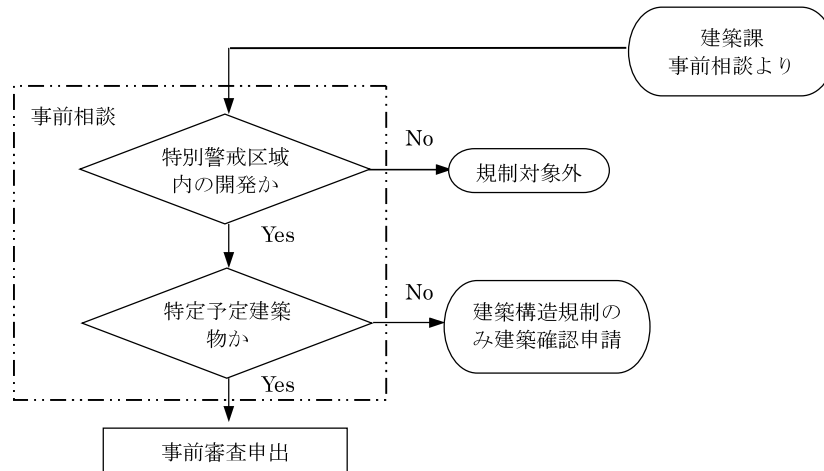
### 第3章 特定開発行為許可制度の手続き事項

#### 3.1. 手続きの流れ



## 3.2 事前相談

### 3.2.1 事前相談の流れ



### 3.2.2 事前相談の手続き

特定開発行為許可の申請に先だち、申請図書の作成要領、設計内容、また各種手続等について相談を受け付けています。設計上の手戻りや手続き上不備になることのないよう、事前に相談のうえ、作業に入るようにして下さい。

事前相談は、特に準備なしでも受け付けていますが、下記の資料を準備していただくとスムーズに相談が行えます。

- ・特定開発行為予定位置図(1/25,000～1/50,000 地形図に位置を記入)
- ・特定開発行為予定範囲図(1/2,500 地形図に特別警戒区域、開発区域、予定建築物の位置を記入した図面。特別警戒区域範囲は、県の地方機関及び市町村役場で公示図を閲覧することができます。)
- ・予定建築物の種類を説明する資料

事前相談については、予定特定開発区域を所管する県の地方機関及び砂防課で受け付けております。

### 3.2.3 土砂災害特別警戒区域照合願出書

土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域指定により、当該区域内で居室を有する建築物(特定開発行為を伴わない)については、建築基準法施行令第80条の3(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)が適用になります。指定区域に設定された衝撃力を元に構造計算をおこない、その条件を満たした構造体を設ける必要があります。

建築確認申請の前に、土砂災害特別警戒区域照合願出書(次の様式)を 県地方機関の砂防担当班へ提出してください。審査の後、区域内における衝撃力が記入されます。

## 土砂災害特別警戒区域照合願出書(急傾斜地の崩壊による場合)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第9条第1項及び同条第2項並びに同法施行令第4条に基づき長崎県知事が指定又は定める事項について確認等が必要ですので、下記のとおり照合をお願いします。

年 月 日

長崎県知事 様  
(砂防部局)

申請者住所  
氏名

太線の枠内には記入しないでください。

建築主住所及び氏名	電話( ) -	
設計者住所及び氏名	電話( ) -	
申請地の地名及び地番		
申請地の面積		
特別警戒区域の名称・番号		
建築物と崖の下端との距離	m	
(自然現象) 急傾斜地	建築物と崖の下端との距離の採用値	m
	想定される移動する土石等の高さ	m
	想定される堆積する土石等の高さ	m
	想定される移動による最大の力	KN/m <sup>2</sup>
	想定される堆積する土砂による最大の力	KN/m <sup>2</sup>
特別警戒区域と建築物の敷地との関係	別添図面(配置図・敷地断面図)のとおり	

受付欄	照合欄 年 月 日
	上記のとおり回答します。 振興局長 印

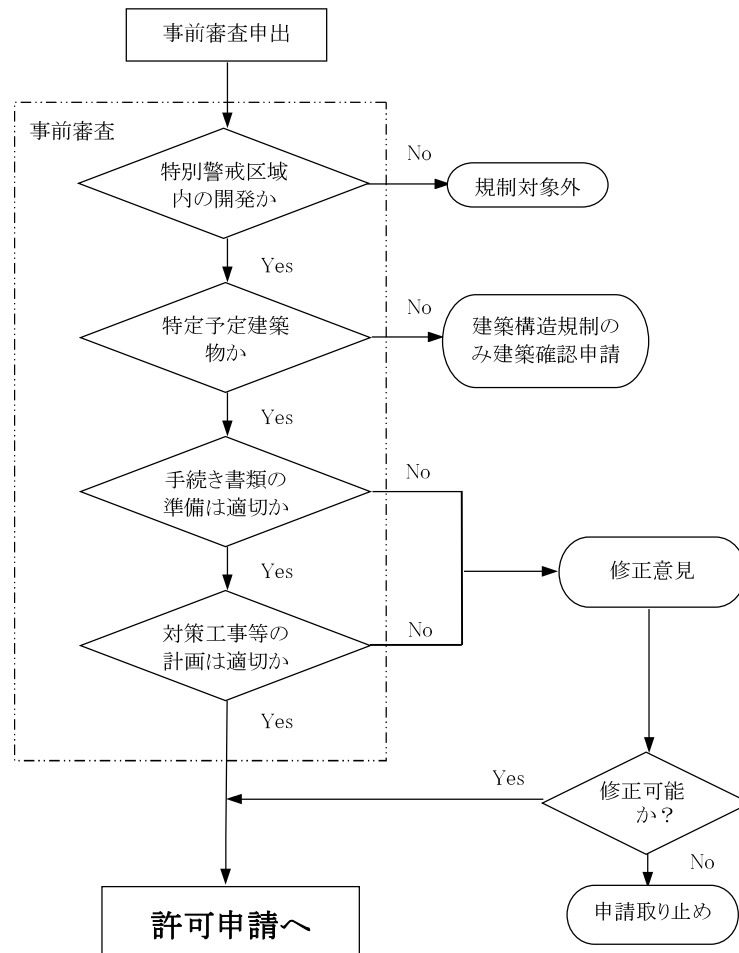
注) 建築物の位置により上記数値が変動するので、計画の変更がある場合は速やかに協議してください。

〈作成要領〉

- 1 別添図書である申請建築物の配置図及び敷地断面図には申請建築物を実線で表示し、不動の構造物との離れを記入してください。  
なお、建替の場合は、上記配置図に既存建築物を破線で表示してください。(不動の構造物とは、河川、道路等の構造物及び隣接する家屋等を指します。)
- 2 添付図面には照合した旨がわかる確認印を押印しますので、建築確認申請の図面と同じものを使用してください。
- 3 この様式は2部作成し提出してください。一部を返却します。  
「建築確認申請書(正本)」には返却されたものの写しを添付し、原本は「建築確認申請書(副本)」に添付してください。
- 4 本様式において、塀等の構造物にて対策工を行う場合は、様式中「建築物」を「塀等」に読み替えるものとする。

### 3.3 事前審査

#### 3.3.1 事前審査の流れ



#### 3.3.2 事前審査のねらい

当該区域の特定開発行為を行う場合に、どのような法的制約があるか、開発及び対策施設の計画がどのような技術的基準に適合する必要があるか、申請の手続きの準備は適切か等について事前に審査を行います。

#### 3.3.3 事前審査の手続き

##### 1) 特定開発行為事前審査申出に必要な図書

事前審査では特定開発行為申請の準備が、技術上の基準や手続き上の基準に対して適切に進められているかどうかを審査しますので、原則として特定開発行為申請に必要な全ての書類の提出をお願いします。

(技術上の基準及び手続き上の基準に適合するかどうかは本審査で行います。事前審査では申請の準備が、基準に従って進められているかどうかを審査します。)

提出していただく図書は下記のとおりです。

名称	根拠	様式	備考
特定開発行為事前審査願			
計画説明書	省令第8条第2-3項	県規則様式第5号	
現況地形図	省令第8条第4項		縮尺 1/2,500 以上
土地利用計画図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
造成計画平面図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
造成計画断面図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
対策工事等平面図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
対策工事等断面図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
対策施設構造図	省令第8条第4項		縮尺 1/200 以上
構造計算書	省令第8条第5項		
開発区域位置図	省令第10条		縮尺 1/50,000 以上
開発区域区域図	省令第10条		縮尺 1/2,500 以上
申請者が申請に係る土地の所有権その他使用する権利を有することを示す書類	県規則第5条		
利害関係を有する者の承諾書	県規則第5条		
他法令の処分に関する書類	県規則第5条		
申請者の資力及び信用に関する申告書	県規則第5条	県規則様式第3号	
工事施行者の能力に関する申告書	県規則第5条	県規則様式第4号	
その他知事が必要と認める書類	県規則第5条		

## 2) 提出部数

事前審査申出書及びその添付図書は、原則として正本及び副本各1部をA4判に製本したものを作成して下さい。

(係員が指示する場合はその部数)

## 3) 特定開発行為事前審査の提出先

特定開発行為が予定されている警戒区域を管轄する県地方機関の砂防担当窓口へ提出して下さい。

## 特定開発行為事前審査願

年 月 日 殿 願出者 氏名		
特 定 開 発 行 為 の 概 要	1. 開発区域に含まれる地域の名称	
	2. 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3. 予 定 建 設 物 等 の 用 途	
	4. 特定予定物等の敷地の位置	
	5. 対 策 工 事 の 概 要	
	6. 対策工事以外の特定開発行為に関する 工事の概要	
	7. 対策工事等着手予定年月日	年 月 日
	8. 対策工事等完了予定年月日	年 月 日
	9. そ の 他 必 要 な 事 項	

- 備考
1. 願出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  2. 願出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
  3. 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

(A4判)

### 3.4. 許可申請

法第11条は、特定開発行為の許可を受けようとする者に対して、申請書の提出を義務付けています。また、申請書には、省令第8条・第10条および県規則第5条に規定されている書類等を添付しなければなりません。許可申請書類をまとめると次表のとおりです。

#### ■ 特定開発行為許可申請書ほか添付図書一覧

名称	根拠	様式	備考
特定開発行為許可申請書	法第11条 省令第8条第1項	省令様式第二	
計画説明書	省令第8条第2-3項	県規則様式第5号	
現況地形図	省令第8条第4項		縮尺 1/2,500 以上
土地利用計画図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
造成計画平面図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
造成計画断面図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
対策工事等平面図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
対策工事等断面図	省令第8条第4項		縮尺 1/1,000 以上
対策施設構造図	省令第8条第4項		縮尺 1/200 以上
構造計算書	省令第8条第5項		
開発区域位置図	省令第10条		縮尺 1/50,000 以上
開発区域区域図	省令第10条		縮尺 1/2,500 以上
申請者が申請に係る土地の所有権その他使用する権利を有することを示す書類	県規則第5条		
利害関係を有する者の承諾書	県規則第5条		
他法令の処分に関する書類	県規則第5条		
申請者の資力及び信用に関する申告書	県規則第5条	県規則様式第3号	
工事施行者の能力に関する申告書	県規則第5条	県規則様式第4号	
その他知事が必要と認める書類	県規則第5条		



### 3.4.1. 特定開発行為許可申請手続き

特定開発行為許可申請書は様式(別記様式第二)に必要事項記載のうえ、上記の一覧表に列記した必要書類、図面を添付して正本1部、副本1部(特定開発行為許可申請書を鑑にしたもの)を所管の振興局、地方局又は土木事務所の長を経由して知事宛に提出して下さい。

(1)書類の大きさは、すべてA4判にして下さい。

(2)設計図面は屏風折として上記の大きさに統一して下さい。また図面一覧表を添付して下さい。

#### ■手数料(長崎県建築関係手数料条例第1条)

開発許可に係わる手数料は、地方自治法第227条の規定に基づき、建築関係の事務で特定の者のためにするものについては徴収することが定められています。金額は次の通りです。

番号	事務の名称	手数料の名称	単位	金額
63	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査	特定開発行為許可申請手数料	1件	43,000円
64	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更許可の申請に対する審査	特定開発行為変更許可申請手数料	1件	4,300円

### 3.4.2. 認可申請に必要な図書

#### (1) 特定開発行為許可申請書(省令第8条第1項)

申請書の様式は、省令の別記様式第二に従って作成して下さい。この申請書に記載する事項は次のとおりです。

- ・ 特定開発行為をする土地の区域の位置、区域及び規模(第1号)
- ・ 予定建築物の用途およびその敷地の位置(第2号)
- ・ 対策工事の計画(第3号)
- ・ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画(第4号)
- ・ 対策工事等の着手年月日および工事の完了年月日(第5号、省令第9条)

別記様式第二 (第八条関係)	
特定開発行為許可申請書	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律※ 手数料欄 第10条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。  年 月 日 殿 許可申請者住所  氏名	
特定 開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称
	2 開発区域の面積
	3 特定予定建築物の用途
	4 特定予定建築物の敷地の位置
	5 対策工事の概要
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要
	7 対策工事等着手予定年月日
	8 対策工事等完了予定年月日
	9 その他必要な事項
※受付番号	年 月 日 第 号
※許可に付した条件	
※許可番号	年 月 日 第 号
<b>備考</b> 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 ※印のある欄は記載しないこと。 3 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。	

(2) 計画説明書(省令第8条第2・3項・県規則第5条)

計画説明書には、次の事項を記載することが義務付けられています。

- ・ 対策工事等の計画方針
- ・ 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況
- ・ 開発区域内の土地の現況及び土地利用計画

様式第5号(第5条関係)

特定開発行為計画説明書

1 特定開発工事計画の方針

- 1) 特定開発の目的及び基本方針
- 2) 対策工事の方法
- 3) 対策工事の設計に関し特に留意した事項

2 急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地の現況

- 1) 土砂災害の発生原因となる自然現象 該当するものすべてに○印をすること。  
 イ 土石流      ロ 急傾斜地の崩壊      ハ 地すべり
- 2) 区域区分 該当するものすべてに○印をすること。  
 イ 砂防指定地      ロ 急傾斜地崩壊危険区域      ハ 地すべり防止区域  
 ニ 保安林      ホ その他  
 ※省令第7条第4項の現況地形図に明示すること。
- 3) 土地の概要

	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
面積 (m <sup>2</sup> )						
比率 (%)						100

4) 既存砂防施設等の状況

3 開発区域内の土地の現況

- 1) 区域区分 いずれか該当するものに○印をすること。  
 イ 市街化区域      ロ 市街化調整区域      ハ イ及びロ以外の都市計画区域
- 2) 地域地区 いずれか該当するものに○印をすること。  
 イ 用途地域      ロ その他の地域
- 3) 土地の概要

	宅地	農地	山林	公共施設用地	その他	計
面積 (m <sup>2</sup> )						
比率 (%)						100

#### 4 土地利用計画

##### 1) 計画の概要(土砂災害特別警戒区域内)

	建築物敷地		公共施設用地				公益的 施設 用地	その他 の 用地	計
	制限 用途 建築物	左記 以外 建築物	道路 用地	排水 施設 用地	その他 の 用地	小計			
面積 (m <sup>2</sup> )									
比率 (%)									100

##### 2) 予定建築物の用途 ( )

備考 1 この説明は、開発地域(開発区域を工区に分けたときは、工区ごと)について作成する。

##### 2 この計画説明書において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- 1) 「砂防指定地」は、砂防法(明治30年3月30日法律第29号)第2条の規定により指定された土地。
- 2) 「急傾斜地崩壊危険区域」は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)第3条第1項の規定により指定された区域。
- 3) 「地すべり防止区域」は、地すべり等防止法(昭和33年3月31日法律第30号)第3条の規定により指定された区域。
- 4) 「保安林」は、森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された区域。
- 5) 「都市計画区域」は、都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)第5条第1項又は第2項の規定により指定された区域。
- 6) 「市街化区域」は、都市計画法第7条第2項で規定された区域。
- 7) 「市街化調整区域」は、都市計画法第7条第3項で規定された区域。
- 8) 「地域地区」は、都市計画法第8条第1項第1号で規定された区域。
- 9) 「用途地域」は、都市計画法第7条第1項第1号の規定で定める地域。
- 10) 「公共施設用地」は、都市計画法第4条第14項で規定する「公共施設」が所在する土地。
- 11) 「公益的施設用地」は、運輸、郵便、電信、電話、水道、電気、ガス供給、医療又は公衆衛生等の事業を行うことを目的とする施設が所在する土地。

(3) 計画図(省令第8条第3・4項)

計画図は下表にしたがって作成して下さい。

■申請時に必要な計画図

図面の種類	明示すべき事項	図面の縮尺	確認事項
現況地形図	地形、特別警戒区域及び開発区域の境界、対策工事等を施行する位置並びに対策工事等の種類	1/2,500以上	・特別警戒区域と開発区域の位置関係、開発区域の位置及び規模、対策工事の位置及び種類
土地利用計画図	開発区域の境界並びに特定予定建築物の用途及び敷地の形状、特別警戒区域	1/1,000以上	・保全すべき特定予定建築物の用途及びその敷地の位置や範囲
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び当該開発区域における対策施設を設置する位置、特別警戒区域	1/1,000以上	・開発により地形状況が改変される部分 ・開発区域の切土及び盛土が特定予定建築物及び周辺に与える影響
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面、特別警戒区域	1/1,000以上	・開発による地形変化 ・開発区域の切土・盛土が特定予定建築物及び周辺に与える影響
対策工事等平面図	対策工事等を施行する位置及び対策工事等の種類	1/1,000以上	・施設の配置計画等が土砂災害を防止する上で適正かどうか
対策工事等断面図	対策工事等を施行する前後の地盤面の状況及び対策工事等の種類	1/1,000以上	・断面形状から、必要な範囲を対策しているか、必要な高さまで対策しているかなど
対策施設構造図	対策施設の種類及び構造	1/200以上	・対策施設として必要な政令第7条の技術的基準を満たしているかどうか

(4) 構造計算書(省令第8条第5項)

設置される対策施設が、政令第7条第3号から第6号までに規定する技術的基準に適合していることを説明する構造計算書であることが必要です。

説明にあたっては該当する対策工について長崎県規則に定められた項目を網羅するように記載してください。対策工や検討項目が複数になる場合には、目次などをつけてわかりやすく説明してください。

また、構造計算書には必要に応じて下記の図書を添付して下さい。

・地質柱状図 ・地質断面図 ・土質試験結果
-----------------------------

(5) 申請書の添付図書(省令第10条)

特定開発行為の許可において、申請書に添付する図書(省令第10条関係)は次表のとおりです。

申請書に添付する図書

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
開発区域位置図	開発区域の位置	1/50,000以上	
開発区域区域図	市町村界、大字、字及び小字の境界、特別警戒区域界並びに土地の地番及び形状	1/2,500以上	開発区域の区域およびその区域を明らかに表示するために必要な範囲

(6) 申請書の添付図書(県規則第5条)

法、政令、省令によるものの他、県規則により以下の書類を申請書に添付しなければなりません。

① 申請者が申請に係る土地の所有権その他使用する権利を有することを示す書類

a). 土地の登記簿謄本

特定開発行為および対策工事の範囲の土地の登記簿謄本(申請時の三ヶ月以内のものに限る)を添付して下さい。

b). 公図の写し

開発区域及びその周辺の町名と地番、里道、水路が表示された法務局備え付けのものに写しに開発区域の境界を朱書きで示したものを添付して下さい。

② 利害関係を有する者がある場合は、当該利害関係を有する者の承諾書

■関係権利者の同意書

特定開発行為許可を申請しようとする者は、特定開発行為の対象となる特別警戒区域及び対策施設の設置される土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき権利を有する者の同意を得なければなりません。

**特定開発工事の施行等の同意書**

年 月 日

開発者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 様

権利者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

わたくしが権利を有する次の物件について、特定開発行為および特定開発行為に関する工事を行うことを同意します。

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種別	摘要

注 同意した者の印鑑証明書を添付すること。

(記載上の注意事項)

特定開発行為に関して次に示す権利者の一覧表(付表)を作成し、工事の施工の同意を得て、これに同意者の印鑑証明書を添付して下さい。

- ・特定開発行為の対象となる特別警戒区域の中に権利を有する者
- ・対策工事の施工の妨げになる権利を有する者

(A4 判)

付表

物件の種類	所在及び地番	面積	権利の種類別	権利者の住所氏名	同意の有無	摘要
		m <sup>2</sup>				

(記載上の注意事項)

- ・物件の種類欄には、土地、建物などの種別を記入すること
- ・権利の種類別欄には、所有権、抵当権などの種別を記入すること
- ・同意の有無欄には、その旨を記入、協議中の場合にはその経過を示す説明書を添えること
- ・同一物件に権利者が二人以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記入すること

(A4判)

③ 他の法令に関する許可証の写し

特定開発行為に関し、他の法令に基づく許可その他の処分を受けることを必要とするときは、申請者が当該処分を受けていることを示す書類(許可証など)、手続中のものについては、その状況を示す書面(受理証明書等)を添付して下さい。



④ 申請者の資力及び信用に関する申告書(様式3号)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により、特定開発行為を行うために必要な資力及び信用について次の様式で申告書を提出する必要があります。

また、申告書には以下の書類を添付して下さい。

- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 法人の登記簿謄本(個人にあつては履歴書)
- (3) 財務諸表(直前の事業年度のもの)

様式第3号(第5条関係)		申請者の資力及び信用に関する申告書			年 月 日
長崎県知事 様		申請者 住 所 氏 名			
		法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名			
		電話番号			
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により、特定開発行為を行うために必要な資力及び信用について次のとおり申告します。					
設 立 年 月 日	年 月 日	資本金 千円			
法 令 に よ る 登 録 等					
従 業 員 数	人(うち土木建築関係技術者 人)				
前 年 度 事 業 量	千円	資産総額	千円		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税 千円	事業税	千円		
主たる取引金融機関					
役員略歴	職 名	氏名	年令	在 職 年 数	資格、免許、その他
			歳	年	
工事監理者の住所及び氏名		電話番号			
宅 地 造 成 経 歴	工事の名称	工事施工者	工事施行場所	面 積	着工及び完了年月日
				m <sup>2</sup>	年 月 日着工 年 月 日完了
				m <sup>2</sup>	年 月 日着工 年 月 日完了
				m <sup>2</sup>	年 月 日着工 年 月 日完了
備考 1 「法令による登録等」欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入すること。					
2 次に掲げる書類を添えること。					
(1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書					
(2) 法人の登記簿謄本(個人にあつては履歴書)					
(3) 財務諸表(直前の事業年度のもの)					

⑤ 工事施行者の能力に関する申告書(様式第4号)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により、特定開発行為を行うために必要な能力等について次の様式で申告書を提出する必要があります。

また、申告書には以下の書類を添付して下さい。

- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 法人の登記簿謄本(個人にあつては履歴書)
- (3) 財務諸表(直前の事業年度のもの)

様式第4号(第5条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名  
法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名  
電話番号

工事施行者 住所  
氏名  
法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名  
電話番号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第5条第1項の規定により、特定開発行為を行うために必要な能力等について次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円
法令による登録等			
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務
	人	人	人
前 年 度 事 業 量	千円	資産総額	千円
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税	千円	事業税 千円
主たる取引金融機関			
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名			
略 技 術 歴 者	職 名	氏 名	年 齢
			歳
施 宅 地 行 造 成 経 工 事 歴 等	注文主の氏名	元請、下請の別	工事施行場所
			面 積
			m <sup>2</sup>
			着工及び完了年月日
			年 月 日着工 年 月 日完了
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			m <sup>2</sup>
			年 月 日着工 年 月 日完了

備考 1 「法令による登録等」欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所  
の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入すること。

2 次に掲げる書類を添えること。

- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 法人の登記簿謄本(個人にあつては履歴書)
- (3) 財務諸表(直前の事業年度のもの)

⑥ その他知事が必要と認める書類

1) 公共施設の同意書の写し

開発許可申請時に提出する関連書類(公共施設の協議・同意書:「都市計画による開発許可申請等の手引き」, P114 の様式)の写しを提出して下さい。

2) 現況写真

特定開発をおこなう区域の現況を示す写真として、

- ・特定開発区域全景写真(開発区域を記入)
- ・特別警戒区域全景写真(正面・側面)(特定予定建築物の位置、対策施設位置を記入)
- ・特別警戒区域の状況を説明する写真

をA4又はA3の台紙に貼り付けて提出して下さい。

3) 地質柱状図・土質試験結果

構造計算書の設定根拠が適切であることを判断するための資料として、地質柱状図(断面図)・土質試験結果等を必要に応じて構造計算書に添付して下さい。

### 3.5. 許可後の手続き

#### (1) 工事着手の届出(県規則第6条)

法第10条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手するときは、速やかに、特定開発行為着手届出書(様式第6号)を知事に提出しなければなりません。

#### 様式第6号(第6条関係)

### 特定開発行為着手届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項の規定により許可を受けた特定開発行為に着手するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
特定予定建築物の敷地の位置		
許可を受けた内容		
着手予定年月日	年 月 日	
その他の参考事項		

(2) 特定開発行為許可標識の設置(県規則第7条)

法第10条第1項及び法第17条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該特定開発行為に係る工事の施工期間中、当該工事現場の見やすい場所に、特定開発行為許可標識(様式第7号)を設置しなければなりません。

様式第7号(第7条関係)

60センチメートル			
特定開発行為許可標識			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
許可の期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
特定開発事業の名称			
開発区域の地名及び面積			
特定予定建築物の用途			
対策工事の概要			
対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要			
許可を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては所在地、名称及び代表者)			
工事施行者の住所及び氏名(法人にあつては所在地、名称及び代表者)			

80センチメートル

130センチメートル

(3) 特定開発行為の変更許可申請(県規則第9条)

法第17条第2項 に規定する申請書は、特定開発行為変更許可申請書(様式第8号)とする。

前項の申請書には、第5条第1項各号に掲げる書類のうち、変更しようとする事項に係るものを添付しなければなりません。

様式第8号(第9条関係)	
特定開発行為変更許可申請書	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項の規定により、特定開発行為の変更の許可を申請します。  <div style="text-align: center;">年 月 日</div> 長崎県知事 様	※手数料欄
	住所又は所在地
	氏名又は名称及び代表者の氏名
特定 開発 行為 変更 事項	1 開発区域に含まれる地域の名称
	2 開発区域の面積
	3 特定予定建築物の用途
	4 特定予定建築物の敷地の位置
	5 対策工事の概要
	6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要
	7 その他必要な事項
特定開発行為許可番号	年 月 日 第 号
変更の理由	
※受付番号	年 月 日 第 号
※変更許可に付した条件	
※変更の許可番号	年 月 日 第 号
備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載する。  2 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載する。  3 特定開発行為変更事項(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載する。	

(4) 特定開発行為の変更の届出(県規則第 10 条)

法第17条第1項ただし書きに規定されている変更を行うときは、変更許可は要しないが、法第17条第3項の規定により、「特定開発行為変更届出書」を県規則第10条に定められた様式(様式第9号)に従って知事に届出する必要があります。

変更許可を要しないもの及びその理由は、以下のとおりです。

1) 変更後の特定予定建築物の用途が制限用途以外のもの

変更後の特定予定建築物の用途が制限用途以外のものとなる場合には、対策工事等の計画との関係について改めて審査することの実益に乏しいことから、変更許可ではなく、届出で足りる。

2) 国土交通省令で定める軽微な変更

変更許可の対象となる法第11条第1項第2号から第4号の事項のうち変更許可を要するまでもない軽微な変更(対策工事等の着手予定年月日又は対策工事等の完了予定年月日の変更)。

様式第9号(第10条関係)

特定開発行為変更届出書

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名

電話番号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第3項の規定により、特定開発行為の変更について次のとおり届け出ます。

1 変更に係る事項	
変更前	変更後
2 変更の理由	
3 特定開発許可の許可番号	年 月 日 第 号

備考 この届出書は、次の場合に提出する。

- 1 予定建築物の用途が制限用途以外に変更した場合
- 2 対策工事等の着手予定年月日を変更した場合
- 3 対策工事等の完了予定年月日を変更した場合

(5)住所又は氏名の変更の届出(県規則第12条)

許可を受けた者は、住所又は氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更したときは、遅滞なく、住所氏名等変更届出書(様式第10号)を知事に提出しなければなりません。

様式第10号(第12条関係)					
住所氏名等変更届出書					
年 月 日					
長崎県知事	様				
届出者 住所 氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 電話番号					
<p>住所又は氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>					
1 特定開発行為許可番号					
2 変更の内容					
	<table border="1"><thead><tr><th style="width: 50%;">変更前の内容</th><th style="width: 50%;">変更後の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td style="height: 100px;"></td><td></td></tr></tbody></table>	変更前の内容	変更後の内容		
変更前の内容	変更後の内容				
3 変更の理由					



(6)地位の承継(県規則第13条)

許可を受けた者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の合意により当該許可に係る権利を承継すべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る権利を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継することになります。

前項の規定により地位を承継した者は、速やかに地位承継届出書(様式第11号)にその事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければなりません。

様式第11号(第13条関係)	
地位承継届出書	
年 月 日	
長崎県知事	様
届出者 住所	
氏名	
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
電話番号	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第13条第2項の規定により、地位の承継をしたので、次のとおり届け出ます。	
1 特定開発行為許可の年月日及び番号	
年 月 日	第 号
2 被承継者の氏名又は名称及び代表者氏名	
3 承継年月日	
年 月 日	
4 承継の理由	
添付書類	
1 地位を承継したことを証する戸籍抄本又は商業登記簿抄本	
2 契約書その他参考となるべき事項を記載した書面	

(7) 休止の届出(県規則第 14 条)

許可を受けた者が当該許可に係る特定開発行為を休止するときは、遅滞なく、休止届(様式第 12 号)を知事に提出しなければなりません。

様式第12号(第14条関係)	
休止届	
年 月 日	
長崎県知事	様
住所	
氏名	
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
電話番号	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第14条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 特定開発行為許可を受けた年月日及び許可番号	
	年 月 日 第 号
2 休止期間	
	年 月 日から
	年 月 日まで 日間
3 休止の理由	
4 開発区域の状況及び休止期間の保全計画	

(8) 特定開発行為の廃止 (省令第 17 条・県規則第 11 条)

対策工事及び対策工事以外の特定開発行為に関する工事を廃止したときには、省令第 17 条の規定により、特定開発行為の許可を受けた者に対して「特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書」(別記様式第 6)の提出を義務付けています。

事後的に特定予定建築物を全く含まない状況となった場合は、法第17条第1項に規定する変更の手続き(届出)をする必要があります。

また、県規則第 11 条の規定により、廃止の届出書には、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければなりません。

- (1) 特定開発行為の廃止の理由及び廃止に伴う土砂災害防止の措置を記載したもの
- (2) 特定開発行為の廃止時の当該行為の状況を示す図面及び写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

別記様式第六(第十七条関係)

特定開発行為に関する対策工事等の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第20条の規定により、特定開発行為に関する対策工事等(許可番号 年 月 日 第 号)を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 特定開発行為に関する対策工事等を廃止した年月日 年 月 日
- 2 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域に含まれる地域の名称
- 3 特定開発行為に関する対策工事等の廃止に係る開発区域の面積

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(9) 工事完了の届出 (法第18条・省令第14条)

特定開発行為の許可に係る対策工事等のすべてが完了したときは、次に示す対策工事等完了届出書(省令別記第4)を知事へ提出し、完了検査を受ける必要があります。

知事への届出が行われる時期は、

ア 土砂災害を防止するために特定開発行為の許可を受けた者が自ら施行する工事(対策工事)

イ 対策工事以外の特定開発行為に関する工事

の工事がすべて完了したときであり、すべての工事が完了していない場合には完了検査の対象にはなりません。

別記様式第四(第十四条関係)

対 策 工 事 等 完 了 届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第18条第1項の規定により、特定開発行為の許可に関する対策工事等(許可番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 対策工事等の完了年月日 年 月 日

2 対策工事等を完了した開発区域  
に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号
※工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
3 ※印のある欄は記載しないこと。

### 3.6. その他の申請手続き

#### (1)既着手の場合の届出等（法第14条・省令第11条）

特別警戒区域の指定に際し、当該地において既に特定開発行為に着手している者は、その指定日から起算して 21 日以内に、以下に示す届出書（別記様式第 3）を知事へ提出しなければなりません。

届出書の「特定予定建築物の敷地の位置」および「対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要」は、特定開発行為の内容把握のため、平面図や計画図等を添付して下さい。

なお、法第14条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、法第 33 条の規定により、20 万円以下の過料に処せられることがあります。

別記様式第三（第十一条関係）

#### 届 出 書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

#### 記

1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル
3 特定予定建築物の用途	
4 特定予定建築物の敷地の位置	
5 対策工事の概要	
6 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の概要	
7 対策工事等の着手年月日	年 月 日
8 対策工事等の完了予定年月日	年 月 日
9 対策工事等の進捗状況	

備考 許可申請者又は対策工事等施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。